

令和元年度
退職準備のしおり
《定年退職者(フルタイム再雇用)用》

地方職員共済組合大阪府支部
(大阪府総務部人事局総務サービス課)
令和2年2月
〔対象：地方独立行政法人〕 2-1

退職後フルタイム再雇用職員として勤務される方の共済組合の事業及び退職時の手続等について御案内します。

【組合員資格】

フルタイム再雇用期間中は、共済組合員の資格が継続するため、現在御使用中の組合員証・被扶養者証等（健康保険証）は引続き御使用いただけます。

【年金】

老齢厚生年金の請求については、支給開始年齢に達する前に、最後に加入していた被用者年金制度の機関から請求書が送付されます。大阪府を退職後、住所・氏名等に変更があった方は、当共済組合まで御連絡ください。

併せて、地共済のホームページに掲載している「年金（老齢・障害・遺族）のしおり」も御参照ください。

【福利厚生委託事業（リロクラブ）】（大阪健康安全基盤研究所の退職者は除く）

リロクラブから定年退職者の方へのお祝いとして、申請により、「ふろむな倶楽部」スタンダード会員権利（永年分）が進呈されます。

フルタイム再雇用の方は、フルタイム再雇用期間中については、現在御利用のリロクラブ会員証も御利用いただけますが、フルタイム再雇用終了後に「ふろむな倶楽部」のサービスを受けられたい場合は、定年退職時に手続をしておく必要があります。

福利厚生倶楽部定年退職お祝い制度（福利厚生倶楽部の案内から抜粋）

- お祝い内容：「ふろむな倶楽部」スタンダード会員権利プレゼント（永年分）
- 「ふろむな倶楽部」とは：福利厚生倶楽部OBの皆さま向けメンバーシップです。国内2,000ヶ所以上の宿泊施設が最大90%OFF、その他グルメやレジャー施設など様々なサービスが会員特別料金でご利用いただけます。
- 申請資格：申請時に福利厚生倶楽部の会員資格を有する会員ご本人で、2019年4月1日～2020年3月31日までに定年を迎える方。
※早期退職の方も対象となりますが、自己都合で退職される方は対象外となります。
- 申請方法：リロクラブの会員専用サイト（www.fukuri.jp）より「定年退職お祝い」で検索し、詳細ページ下部にある[お申し込みはこちら]ボタンよりお手続きください。
- 申請締切：2020年3月31日
- 備考：VIP会員は、月会費1,000円+消費税でスタンダード会員よりさらにお得な特典でご利用いただけます。

※「定年退職お祝い制度」に関する詳細は、福利厚生倶楽部の「ふろむな倶楽部」に関するサイト（<https://www.fromow.jp/next/>）を御覧ください。

【保健事業】

人間ドックについて

フルタイム再雇用職員の方も地共済の「55セルフドック」を受診していただけます。

事業主（各地方独立行政法人）が実施する定期健康診断を受診した方で、「55セルフドック」を希望される方は申し込んでください。

【貸付事業】

貸付未償還金について

（1）退職手当からの一括償還

退職手当から控除による一括償還となります。退職手当から控除する手続は、共済組合が行いますので、御本人の手続は不要です。ただし、退職手当が支給されるまでの月数に応じて利息も控除されます。

（2）退職手当から控除しても、なお未償還金の残額がある場合

未償還金の残額を共済組合から連絡し、直接共済組合へ一括で振込により償還していただくことになります。

新たな貸付について

フルタイム再雇用職員の方は、一定の条件のもとで貸付を受けることができます。

フルタイム再雇用職員に係る貸付の概要は、別添資料『退職後の組合員貸付について』を御覧ください。

問合せ先

【保健事業】	大阪府総務部人事局企画厚生課健康管理グループ	
	電話 06-6941-0351（府庁代表）	
	内線 5771～5773	06-6910-6825（直通）
【保健事業以外】	大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ	
	電話 06-6941-0351（府庁代表）	
【組合員資格】	内線 4154	06-6944-6083（直通）
【年金】	内線 2150・2155	06-6944-7608（直通）
【貸付事業】	内線 2154	06-6941-8810（直通）

「地共済・互助会ホームページ」及び「SSCのマニュアル規定集」に様式（記載例）も含め、詳しく掲載していますので、御参照ください。

《地共済・互助会ホームページ》 URL：<http://fukuri-osaka.jp>

会員専用サイトへのアクセス ユーザー名：kg-siori パスワード：fukuri（半角英数字）

退職後の組合員貸付について

1 退職時の貸付金の弁済

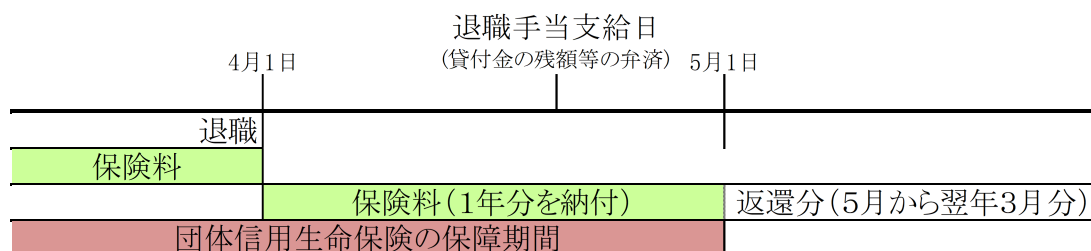
共済組合の貸付制度は、現役の組合員の方に対する福祉事業であり、退職により組合員の資格を喪失された方は、継続して貸付制度の適用を受けることができません。

そのため、現在、共済組合から貸付けを受けている組合員の方が退職した場合は、退職後に支払われる退職手当から貸付金の残額及び利息を一括して控除する方法により、弁済していただくことになります。

2 団体信用生命保険に係る保険料

団体信用生命保険に加入されている方は、貸付金の残額等を弁済する月まで団体信用生命保険の保障期間となりますので、退職手当が支給される月の分まで保険料を納めていただくこととなります。なお、この保険料は、1年分を年1回納付していただいておりますので、保障期間終了後の月の分があれば返還いたします。

【例】納付月が4月である方が、4月に支払われる退職手当により残額等を弁済する場合



3 再雇用職員・任意継続組合員に係る貸付け

退職後、再雇用制度により採用された職員（短時間勤務職員を除く。）の方は、次の表のとおり貸付けを受けることができます。

【再雇用職員に係る貸付け（概要）】

貸付の種類	全ての貸付けが対象 ただし、住宅貸付については、再雇用職員となった後の組合員期間が1年未満の場合は、受けることができません。
弁済期間	貸付けを受けた月の翌月から再雇用の任期が終了する月までの月数以内
弁済額	1回当たりの月賦弁済額の合計額は、貸付申込時の給料月額範囲内
既貸付金の取扱い	退職時、退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたときは、再雇用職員として採用された日前に受けていた貸付金を一括して弁済していただきます。

また、退職後、任意継続組合員の資格を取得された方は、高額医療貸付及び出産貸付を受けることができます。

◆詳細につきましては、地方職員共済組合大阪府支部の貸付担当者にお問い合わせください。